

～治療用装具 靴型装具について～

申請すると自己負担金額を除いた医療費が戻ってきます。

療養費の請求には時効(診療日の翌日から2年間)がありますので、お早めにお手続きください。

◆◇靴型装具の申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険療養費支給申請書兼請求書
- ・ 領収書（内訳明細記載のもの）
- ・ 保険医による装具・装着証明書または指示書（原本）
- ・ 患者が実際に装着する現物であることが確認できる※写真（次の4点を満たしているもの）

- ① 治療用装具の全体像が確認できる写真であること（装着中の写真が望ましい）
- ② 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること
- ③ 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること
- ④ ロゴやタグ（サイズ表記）が撮影されていること（ロゴやタグがない場合には不要）

※データや画面を見せるだけでは受付できません。プリントした写真をご提出ください。

東京都国保連合会が審査をするため、支給には申請から約4カ月かかります。

振込口座は世帯主口座をご記入ください。

国分寺市健康部保険年金課

042-325-0111（内1201） （R7.2）